

令和6年度 介護予防・日常生活支援総合事業変更点について

和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業

別添3 総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和6年度改正の概要） 訪問型サービス

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）

令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（加算・減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前	令和6年度告示改正		
1月当たり	週1回程度	1,176単位	週1回程度	1,176単位
	週2回程度	2,349単位	週2回程度	2,349単位
	週2回を超える程度	3,727単位	週2回を超える程度	3,727単位

1回当たり	改正前	標準的なサービス	生活援助	介護援助	令和6年度告示改正	
月1回～4回	268単位	回数区分を統合し各区分の単価を引上げ 標準的なサービス	生活援助	介護援助	179単位	
月5回～8回	272単位					287単位
月9回～13回	287単位					220単位
短時間の身体介護	167単位	短時間の身体介護			163単位	

和歌山市では使用しません

月当たり上限を回数から単位数(3,645単位)に見直し

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

注) 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げのことも可能サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

＜その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し＞ (※) 詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進 (P27)、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (P26)
 同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し (P51)
 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化 (P54)
 特別地域加算の対象地域の見直し (P54)、口腔管理に係る連携の強化 (P35)、介護職員の処遇改善 (P41)

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年4月時点） 訪問型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費	利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算																																														
<p>イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 1週に1回程度の場合</td><td>1,176単位</td></tr> <tr><td>(2) 1週に2回程度の場合</td><td>2,349単位</td></tr> <tr><td>(3) 1週に2回を超える程度の場合</td><td>3,727単位</td></tr> </table> <p>ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）(※1)</p> <table border="1"> <tr><td>(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二～へを統合)</td><td>287単位</td></tr> <tr><td>(2) 和歌山市では使用しません</td><td>179単位</td></tr> <tr><td>(二) 所要時間45分以上の場合</td><td>220単位</td></tr> <tr><td>(3) 短時間の身体介護が中心である場合(※3)</td><td>163単位</td></tr> </table> <p>(※) は、令和6年4月に見直しを行った事項。</p> <p>(※1) ロについては、1月につき(3)に掲げる単位数の範囲で所定単位数を算定する。</p> <p>(※2) ロ(2)については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。</p> <p>(※3) (3)については、身体介護(利用者に直接接触して行う介護並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。)が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。</p> <p>(※4) イ並びにロ(1)及び(3)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。</p>	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二～へを統合)	287単位	(2) 和歌山市では使用しません	179単位	(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	(3) 短時間の身体介護が中心である場合(※3)	163単位	<table border="1"> <tr><td>特別地域加算</td><td>15/100</td></tr> <tr><td>中山間地域等における小規模事業所加算</td><td>10/100</td></tr> <tr><td>中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算</td><td>5/100</td></tr> <tr><td>初回加算(1月につき)</td><td>200単位</td></tr> <tr><td>生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)</td><td>100単位</td></tr> <tr><td>生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)</td><td>200単位</td></tr> <tr><td>口腔連携強化加算(1回につき、1月1回まで)</td><td>50単位</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)</td><td>所定単位数の137/1000</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)</td><td>所定単位数の100/1000</td></tr> <tr><td>介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)</td><td>所定単位数の55/1000</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)</td><td>所定単位数の63/1000</td></tr> <tr><td>介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)</td><td>所定単位数の42/1000</td></tr> <tr><td>介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)</td><td>所定単位数の24/1000</td></tr> <tr><td>高齢者虐待防止措置未実施減算</td><td>-1/100</td></tr> <tr><td>業務継続計画未実施減算</td><td>-1/100</td></tr> <tr><td>事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合</td><td>90/100等の</td></tr> </table>	特別地域加算	15/100	中山間地域等における小規模事業所加算	10/100	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100	初回加算(1月につき)	200単位	生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)	100単位	生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位	口腔連携強化加算(1回につき、1月1回まで)	50単位	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の137/1000	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の100/1000	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の55/1000	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の63/1000	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の42/1000	介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	所定単位数の24/1000	高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100	業務継続計画未実施減算	-1/100	事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等の
(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位																																														
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位																																														
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位																																														
(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合 (旧区分二～へを統合)	287単位																																														
(2) 和歌山市では使用しません	179単位																																														
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位																																														
(3) 短時間の身体介護が中心である場合(※3)	163単位																																														
特別地域加算	15/100																																														
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100																																														
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100																																														
初回加算(1月につき)	200単位																																														
生活機能向上連携加算(Ⅰ)(1月につき)	100単位																																														
生活機能向上連携加算(Ⅱ)(1月につき)	200単位																																														
口腔連携強化加算(1回につき、1月1回まで)	50単位																																														
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の137/1000																																														
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の100/1000																																														
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき)	所定単位数の55/1000																																														
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき)	所定単位数の63/1000																																														
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき)	所定単位数の42/1000																																														
介護職員等ベースアップ等支援加算(1月につき)	所定単位数の24/1000																																														
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100																																														
業務継続計画未実施減算	-1/100																																														
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等の																																														

訪問型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年6月時点）

訪問型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の6第3の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位
(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位
(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）（※1）

(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合 (IE)	287単位
(2) 和歌山市では使用しません	
(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
(二) 所要時間45分以上の場合	220単位
(3) 短時間の身体介護が中心である場合（※3）	163単位

（※） は、令和6年6月に見直しを行った事項。

（※1）ロについては、1月につきイ（3）に開ける単位数の範囲で所定単位数を算定する。

（※2）ロ（2）については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるものをいう。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問型サービス計画に位置づけられた内容の指定相当訪問型サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

（※3）ロ（3）については、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び被服の着脱並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心である指定相当訪問型サービスを行った場合に所定単位数を算定する。

（※4）イ並びにロ（1）及び（3）については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算

特別地域加算	15/100
中山間地域等における小規模事業所加算	10/100
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
初回加算（1月につき）	200単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔連携強化加算（1回につき、1月1回まで）	50単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	所定単位数の245/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	所定単位数の224/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	所定単位数の182/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	所定単位数の145/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）～（14）（1月につき）	（※5）所定単位数の221/1000から76/1000

（※5）(1) 221/1000、(2) 208/1000、(3) 200/1000、(4) 187/1000、(5) 184/1000、(6) 163/1000、(7) 163/1000、(8) 158/1000、(9) 142/1000、(10) 139/1000、(11) 121/1000、(12) 118/1000、(13) 100/1000、(14) 76/1000

高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90/100等

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和6年度改正の概要）

通所型サービス

令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（加算・減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前	令和6年度告示改正		
1月当たり	要支援1・事業対象者	1,672単位	要支援1・事業対象者	1,798単位
	要支援2・事業対象者	3,428単位	要支援2・事業対象者	3,621単位
1回当たり	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	395単位	要支援1・事業対象者 (月1回～4回)	436単位
	要支援2・事業対象者 (月5回～8回)	395単位	要支援2・事業対象者 (月1回～8回)	447単位

和歌山市では使用しません

月1回から算定可

運動器機能向上加算の包括化

⇒ 必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能に

※ このほか地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点にたち、送迎を外部委託等する場合の基本報酬に占める送迎に要する費用を明確化。

注 従前相当サービスについては、市町村が事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、国が定める単価の引き上げも可能サービスAなどの多様なサービスについては、上記に加え市町村が独自の加算等を設定することも可能

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し>

（※）詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。

高齢者虐待防止の推進（P27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（P26）
通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化（P55）
特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化（P54）、
選択的サービス複数実施加算の見直し（P53）、科学的介護推進体制加算の見直し（P39）、介護職員の処遇改善（P41）

通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年4月時点）

通所型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(1) 事業対象者・要支援1	1,798単位
(2) 事業対象者・要支援2	3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

(1) 事業対象者・要支援1	436単位
(2) 事業対象者・要支援2	447単位

(※) については、令和6年4月に見直しを行った事項。

(※1) イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(1)又はロ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(2)又はロ(2)に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

(※2) ロ(1)については1月につき4回まで、ロ(2)については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47単位

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
栄養改善加算（1月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	88単位 又は176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき、3月に1回を限度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき、6月に1回を限度）	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき、6月に1回を限度）	5単位
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	59/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	49/1000
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	23/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	12/1000
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	10/1000
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	11/1000

通所型サービスの基本報酬、加算、減算（令和6年6月時点）

通所型サービス

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）より作成

利用者の生活状況に応じた基本サービス費

イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

(1) 事業対象者・要支援1	1,798単位
(2) 事業対象者・要支援2	3,621単位

ロ 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

(1) 事業対象者・要支援1	436単位
(2) 事業対象者・要支援2	447単位

(※) については、令和6年6月に見直しを行った事項。

(※1) イ及びロについて、利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(1)又はロ(1)に掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた者については、イ(2)又はロ(2)に掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

(※2) ロ(1)については1月につき4回まで、ロ(2)については1月に8回までの範囲で、所定単位数を算定する。

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する減算

利用者の数が利用定員を超える場合	70/100
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	70/100
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
業務継続計画未実施減算	-1/100
事業所と同一建物に居住する者または同一建物から通所型サービスを行う場合	-94単位、-376単位 又は-752単位
事業所が送迎を行わない場合（片道につき）	-47単位

利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100
生活機能向上グループ活動加算（1月につき）	100単位
若年性認知症利用者受入加算（1月につき）	240単位
栄養アセスメント加算（1月につき）	50単位
栄養改善加算（1月につき）	200単位
口腔機能向上加算（Ⅰ）（1月につき）	150単位
口腔機能向上加算（Ⅱ）（1月につき）	160単位
一体的サービス提供加算（1月につき）	480単位
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1月につき）	88単位 又は176単位
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1月につき）	72単位 又は144単位
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（1月につき）	24単位 又は48単位
生活機能向上連携加算（Ⅰ）（1月につき、3月に1回を限度）	100単位
生活機能向上連携加算（Ⅱ）（1月につき）	200単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（1回につき、6月に1回を限度）	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（1回につき、6月に1回を限度）	5単位
科学的介護推進体制加算（1月につき）	40単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1月につき）	92/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1月につき）	90/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1月につき）	80/1000
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1月につき）	64/1000
令和7年3月31日までの間 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)~(14)（1月につき）	81/1000 から333/1000

(※3) (1) 81/1000、(2) 76/1000、(3) 79/1000、(4) 74/1000、(5) 65/1000、(6) 63/1000、(7) 56/1000、(8) 69/1000、(9) 54/1000、(10) 45/1000、(11) 53/1000、(12) 43/1000、(13) 44/1000、(14) 33/1000

総合事業の額を市町村が定める際に勘案すべき基準（令和6年度改正の概要）

介護予防
ケアマネジメント

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）

- 令和6年度介護報酬改定に準じた見直し（減算の設定等）を行う。

基本報酬	改正前	令和6年度告示改正
1月当たり	438単位	442単位

<その他令和6年度介護報酬改定に準じた見直し>（※）詳細はhttps://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.htmlの該当ページ参照。
高齢者虐待防止の推進（P27）、業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入（P26）

介護予防ケアマネジメントの基本報酬、加算、減算

基本サービス費	利用者の状態に応じたサービス提供や施設の体制に対する加算・減算			
介護予防ケアマネジメント費	442単位	+	初回加算（1月につき）	300単位
			委託連携加算	300単位
		-	高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100
			業務継続計画未実施減算	-1/100

（※） については、令和6年4月に見直しを行った事項。

7

総合事業の人員・設備・運営に関する基準を市町村が定める際に例による基準（令和6年度改正の概要）

訪問型
サービス

通所型
サービス

介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第●号）

- 旧介護予防訪問介護・旧介護予防通所介護の基準との統合を図ることとあわせ、以下の居宅サービス等の基準改正と同様の措置を講じる。

① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化 （※）Ⅱ 3（3）効果的なサービス提供の推進 ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化等

- 提供するサービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

② 身体的拘束等の適正化の推進 （※）Ⅱ 1（6）高齢者虐待防止の推進 ② 身体的拘束等の適正化の推進

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、
- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

③ 「書面掲示」規制の見直し （※）Ⅱ 5 ① 「書面掲示」規制の見直し

- 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。

（※）令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（令和5年12月19日 社会保障審議会介護給付費分科会）との対応を示す。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36975.html

8